

第25回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和5年9月15日
 告示番号 第19号
 会議年月日 令和5年9月25日
 会議の場所 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 阿部 徹
 局長補佐 佐藤 正浩
 企画係長 浅岡 栄嗣
 主任主査 千葉 久和

本日の案件 第25回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時35分

議長	本日の出席委員は23名であります。 定足数に達しておりますので、第25回一関市農業委員会総会を開会いたします。 なお、13番 佐藤 和威治 委員より遅れる旨の届出がありました。
議長	行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。
議長	議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に6番 菅原 吉昭 委員、8番 千田 幹雄 委員を指名いたします。 書記には、浅岡係長、千葉主任主査を指名いたします。
議長	審議に入ります。 「報告第58号 農政専門委員会の報告について」を議題といたします。 佐藤 多賀幸 農政専門委員会委員長に報告を求めます。 第7回農政専門委員会の協議結果について概要を報告します。 開催日時は、令和5年8月25日金曜日14時50分から16時20分ま
佐藤 多賀幸 農政専門委員会	

委員長

で、川崎農村環境改善センター 4 階 会議室において、出席者農地専門委員 私ほか10名、事務局 阿部事務局長、浅岡企画係長で行いました。

協議内容は、11月9日木曜日に開催される「令和5年度岩手県農業委員会大会」における農業施策の充実に関する要請事項について、昨年12月の岩手県選出国會議員への要請書をベースとして、項目ごとに、① 継続して要請が必要な事項、② より強調したい事項、③ 削除する事項、④ 新たに要請すべき事項について検討し、別紙「令和5年度農業委員会大会要請事項」のとおり一部の項目について「② より強調したい事項」を追記し、県南広域圏幹事市町村の花巻市農業委員会に提出することとしました。

以上のとおり報告します。

議

長

以上で「報告第58号」の報告を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議
議

長
長

なければ、報告第58号の質疑を終わります。

次に、「報告第59号 専決処分報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局

長

3ページをお開き願います。

報告第59号、専決処分報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による相続の届け出について、専決処分しましたので農地法関係事務処理要領第3の3の規定に基づき報告するものです。

4ページをご覧ください。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものであります。

専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届け出に対し、審査の結果、適法と判断し受理と決定したもので、記載の第1号から10ページの第25号までの25件、26名の方からの届け出であり、専決処分の日は令和5年9月14日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続などで、農地等の権利を取得したことの届け出に対し、農業委員会は、「速やかに届け出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届け出が適法であるかどうかを審査して、その

議 長

受理又は不受理を決定」し、「届け出を受理したときは、遅滞なく受理通知書その届け出者に交付」する、と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届け出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

以上で「報告第59号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第59号の質疑を終わります。

次に、「報告第60号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

11ページをご覧ください。

報告第60号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。

これにつきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号から12ページの第10号までの10件13筆の現状変更届出を受理しましたので、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき報告するものです。

なお、届け出者には、届け出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、届け出の内容について通知しておりますので、担当委員の方には随時現地確認をお願いいたします。

届け出に係る土地の所在地、届け出人等につきましては議案に記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土・切土が4件、農業用施設の整備が6件となっております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第60号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第60号の質疑を終わります。

次に、「議案第170号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

13ページをご覧ください。

議案第170号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について、議案の内容をご説明いたします。

14ページをご覧ください。

令和5年9月12日付で一関市長から一関市農業委員会会長に対し、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取について依頼がありましたので、意見を求めるものです。

この議案は、岩手県が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」について、農業経営基盤強化促進法が改正され、県の定める「基本方針に定める事項」が6項目変更されたことに伴い、市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を、県の基本方針及び現行法令に沿って構想（案）のとおり変更しようとするものであります。

農業経営基盤強化促進法施行規則第6条に基づき、市長は基本構想を変更しようとするときは、同法施行規則第2条に準用する、と規定され、農業委員会の意見を聴かなければならない、ことから意見を求められているものです。

本日は、担当課であります農林部農政推進課の職員から、まず初めに構想（案）の変更内容についてご説明いただきますので、別冊の議案第170号資料1、2、3を準備願います。

以上で説明を終わります。

議 長

それでは、説明をお願いします。

(13番 佐藤 和威治 委員 入室)

農政推進課
中机主任主事

農政推進課 担い手支援係の中机と申します。

農業委員の皆様には、日頃から農政の業務にご理解とご協力をいただきまして、感謝申し上げます。

本日は、私と、担当の藤原主事が同席しております。よろしくお願いたします。それでは、藤原主事から内容説明を申し上げます。

農政推進課
藤原主事

農政推進課の藤原と申します。お忙しいところお時間をいただき、ありがとうございます。

まず、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について、簡単にご説明いたします。基本構想は、農業経営基盤強化促進法第6条において「市町村が定めることができる」とされており、その内容については、担い手が目指すべき経営指標や農地集積の目標のほか、農業経営基盤強化促進事業について必要な事項

などを定めることとされております。

一関市では、市町村合併後の平成18年8月に基本構想を策定し、前回は、令和4年2月に変更しております。

この基本構想を変更する場合には、農業者その他の関係者の意見が反映されるための必要な措置を講ずることとされておりました、本日の総会でご意見を伺うものです。

それでは、「議案第170号 説明資料」に沿って、今回の変更についてご説明いたします。

まず、資料1をご覧ください、変更を行う理由でございますが、農業経営基盤強化促進法の改正により、岩手県が定めている基本方針が6月に変更されました。

農業経営基盤強化促進法において市町村が定めることとなっている、基本構想は「県の基本方針に即していること」とされておりますことから、今回、その内容に沿って市の基本構想を変更するものです。

続いて、資料2をご覧ください、基本構想（案）の1ページから3ページ、第1「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」ですが、この中では、一関市の農業の概要、目指すべき農業経営の指標、目標の実現に向けた取組や支援について、記載しております。

主な変更ですが、県の基本方針を踏まえ地域計画の策定などを追加した内容に変更しております。

次に、基本構想（案）の5ページから6ページ、第3「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項」ですが、この中では、利用集積面積の目標、利用関係の改善に向けた取り組みについて、記載しております。

主な変更ですが、基本方針の変更に伴い、「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標」に「その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」の追記と「農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」を新設しております。

次に、基本構想（案）の6ページから17ページ、第4「農業経営基盤強化促進事業に関する事項」ですが、この中では、市が取り組む、農業経営基盤の強化の促進に向けた事業の内容について、記載しております。

主な変更ですが、7ページの利用権設定等促進事業に関する事

議長

項に「（１）法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準」を追加、また15ページに「農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他の支援の実施に関する事項」を新たに新設しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

ただいま説明がありました、皆さんからのご意見等を受けたいと思います。

質問等を受けたいと思いますので挙手のうえ発言をお願いします。

16番

及川 治雄 委員

16番 及川です。

地域計画についてお尋ねします。

農業委員、農協、関係団体が構成員となって地域計画を策定しているところでございます。それぞれの地域でいろんな課題があると思います。

進捗状況は如何となっているか。

来年までに地域計画を作成できるような体制をとって行くのかご教示いただきたい。

以上です。

議長

中机 主任主事

回答をお願いします。

それでは回答いたします。

まず、現在の状況は地域計画のモデル地区となる地域を選定して、協議の場を設けて地域計画の策定の話し合いをしている状況であります。モデル地区の進捗状況と進め方を踏まえ、全地域で実施する準備を進めているところです。

今後、各支所と地域計画の策定の協議を設ける方法などの話し合いを行い、実施に向けた取り組みを進めている状況でございます。

国のほうで地域計画の目標を定め期間を定めておりますので、その期間に策定できるよう進めていきたいと思っております。

議長

議長

13番

佐藤 和威治 委員

ありがとうございました。

そのほかございませんか。

13番 佐藤 委員

13番 佐藤です。

今回の変更のなかに、小規模家族経営の農業者についても担い手となってきていますが、これまで担い手への集積ということで、地域計画の策定の焦点としてきたと思いますが、この小規模家族経営の方々について地域計画との兼ね合いどのようにとらえ

議 長
中机 主任主事

ていますか。

説明をお願いします。

新たに追加された項目については、県が国の法律改正に基づいた基本方針の内容に基づいて改正されたところです。

市でも同様の内容を盛り込んで改正しようとするものです。

これまでの集積方法に加えて、検討されていなかった小規模家族経営農家のところも検討する必要があると県の基本方針に基づき、市の基本方針にも入れた状況であります。

具体的なところについては、地域計画協議の場に出た意見をふまえて検討していければと思っております。

議 長

ありがとうございました。

そのほかございませんか。

議 長

16番 及川 委員

16番
及川 治雄 委員

さきほどと関連するところですが、中山間地域においては地域計画が策定できない状況です。私の住んでいる花泉町老松では、現在、担い手がいない状況です。

これは、担い手と関係団体が協議し推進できるよう、市でも案を練って進めていただきたい。

これは意見です。

議 長

そのほかございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとすることですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 170 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について」を意見なしとして可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 170 号」を意見なしとして可と決します。

議 長

次に、「議案第 171 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

15 ページをご覧ください。

議案第 171 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に関地域に係る申請 1 件です。

第1号については、譲渡人が4名の共有であり、うち3名は遠方に居住しており、耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得するもので、売買金額は記載のとおりとなっております。なお、譲受人は奥州市において、田・畑を耕作しております。

次に、千厩地域に係る申請1件です。

15ページから16ページをご覧ください。

第2号については、譲渡人が労力不足の状態にあり、耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得するもので、売買金額は宅地建物、原野、雑種地を含み記載のとおりとなっております。

次に、東山地域に係る申請1件です。

第3号については、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できない状態にあることから、近隣の譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

次に、室根地域に係る申請1件です。

第4号については、譲渡人が遠方に居住しており、耕作が不便な状態にあることから、譲受人が宅地建物を含む売買により農地を取得し、新たに農業を始めて耕作しようとするもので、売買金額は宅地・建物を含み記載のとおりとなっております。譲受人は農家ではありませんが、ネギの作付けの営農計画書を提出しております。

17ページをご覧ください。

次に、川崎地域に係る申請1件です。

・第5号については、譲渡人が遠方に居住し、耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため宅地建物、雑種地、山林を含む売買により農地を取得するもので、売買金額は宅地建物等を含み記載のとおりとなっております。

以上、5件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第171号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和5年9月11日、月曜日、午前9時より、現地

議長

14番
佐藤 宗雄 委員

議 長

8番

千田 幹雄 委員

調査員、農業委員 佐藤 委員、そして私 佐藤 と農地利用最適化推進委員 菅原委員、小野寺委員、事務局職員 千葉主任主事、農政推進課 及川主事でございます。

報告内容、第1号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和5年9月11日、月曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 千田 と農地利用最適化推進委員 遠藤委員、千葉委員、支所職員 小山主任主査で行いました。

報告内容、第2号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、報告をお願いします。

東山地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和5年9月11日、月曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 鈴木 と農地利用最適化推進委員 千葉委員、渡辺委員、小野委員、支所職員 佐藤農林係長、菊池主事で行いました。

報告内容、第3号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

室根地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。

調査日、令和5年9月11日、月曜日、午前9時より、調査員につきましては農業委員としては 千葉委員、私 藤原、農地利用最適化推進委員 小松委員、岩淵委員、菅原委員、支所職員 小

議 長

12番

藤原 美喜男 委員

議 長
20番
遠藤 勝幸 委員

野寺主任主事、千葉会計年度任用職員で行いました。

報告内容、第4号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

以上です。

ありがとうございました。

次に、川崎地域の担当委員の方、報告をお願いします。

川崎地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。

調査日、令和5年9月11日、月曜日、午前9時より、調査員につきましては農業委員としては、私 遠藤、農地利用最適化推進委員 小野寺委員、今野委員、事務局職員 濱主事で行いました。

報告内容、第5号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

議 長

す。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第171号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第171号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第172号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐

18ページをお開き願います

議案第172号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願に対する可否について内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第3条の規定による許可処分の取消願出書

議 長

の提出があったので、可否について、決定を求めるものです。

本議案に係る申請は1件で一関地域分です。

第1号は、譲受人が規模拡大のため譲渡人の農地を取得する予定でしたが、両者間で最終合意に至らなかったため許可処分を取り消しを願い出たものです。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第172号」の説明を終わります。

審議願います。

議 長

13番 佐藤 和威治 委員

13番

13番 佐藤です。

佐藤 和威治 委員

一点確認したいのは、許可申請というのは合意に達したから申請するのではないですか。

最終合意にならないというのは農業委員会に許可申請して、農業委員会から許可いただいた。

その後の最終合意にならない理由は何でしょうか。

議 長

事務局説明をお願いします。

局 長 補 佐

こちらも疑問に思い、受付した所に確認したが、譲渡人と譲受人が二人で来庁したが、その場で口論が始まるような状況で、詳しい聞き取りができない状況で、申請後になんらかのトラブルが発生したものと推測しました。

以上です。

議 長

よろしいですか。

そのほかございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第172号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第172号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第173号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐

19ページをお開き願います。

議案第173号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対

する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請7件です。

第1号は、借受人が下水道工事に伴う臨時駐車場として利用するため一時転用申請するものです。

申請地は、農振農用地ですが3年以内の一時転用は可能です。

第2号は、借受人が下水道工事に伴う臨時駐車場として利用するため一時転用申請するものです。

申請地は、農振農用地ですが3年以内の一時転用は可能です。

第3号は、譲受人が集合住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、10ha以上の一団の農地に含まれるため、第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。なお、土地の一部は都市計画区域内の第一種住居地域に入っています。

20ページをお開き願います。

第4号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

第5号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

第6号は、譲受人が貸駐車場を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

21ページをお開き願います。

第7号は、譲受人が宅地分譲するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地で、一部は第3種農地と判断しました。

次に、大東地域に係る申請1件です。

第8号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

議 長
14番
佐藤 宗雄 委員

農地区分は、第2種農地と判断しました。
次に、千厩地域に係る申請4件です。
第9号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。
農地区分は、第2種農地と判断しました。
22ページをお開き願います。
第10号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。
農地区分は、第2種農地と判断しました。
第11号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。
農地区分は、第2種農地と判断しました。
第12号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。
農地区分は、第2種農地と判断しました。
なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。
以上、12件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。
以上で説明を終わります。
以上で「議案第173号」の説明を終わります。
「議案第173号」の説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。
最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。
一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。
現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。
報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。
〔第1号〕 申請地は、一関 I C から南に約370mの位置にあり、周囲は北側が水路、東側が高速自動車道、南側及び西側が市道となっている。
申請人が公共工事に伴う駐車場として一時転用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はない。
なお、本工事は、市発注の「磐井川流域関連一関公共下水道松木地区他枝線工事」である。
〔第2号〕 申請地は、一関 I C から南西に約480mの位置に

あり、周囲は北側が水路、東側が農地、南側及び西側が市道となっている。

申請人が公共工事に伴う駐車場として一時転用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はない。

なお、本工事は、市発注の「磐井川流域関連一関公共下水道松木地区他枝線工事」である。

〔第3号〕 申請地は、一関市役所から南西に約2.3kmの位置にあり、周囲は北側が水路、東側が宅地及び公衆用道路、南側が市道、西側が農地となっている。

申請人が集合住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

〔第4号〕 申請地は、一関市役所から南西に約2.4kmの位置にあり、周囲は北側が宅地及び公衆用道路、東側が道、西側が道及び雑種地、南側が市道となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

〔第5号〕 申請地は、一関ICから東に約430mの位置にあり、周囲は北側が市道、東側が農地、南側が道、西側が雑種地となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

〔第6号〕 申請地は、一関ICから北西に約610mの位置にあり、周囲は北側が農地及び宅地、東側が宅地、南側が雑種地、西側は市道となっている。

申請人が駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

〔第7号〕 申請地は、一関ICから北西に約1.1kmの位置にあり、周囲は北側が山林、東側が宅地及び農地、南側及び西側が宅地となっている。

申請人が宅地分譲地及び建築条件付き分譲地を整備する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

以上です。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

議長

23番

鈴木 勝 委員

調査日、令和5年9月11日、月曜日、午後1時30分より、調査員につきましては農業委員としては、畠山委員、私鈴木、農地利用最適化推進委員 及川委員、事務局職員 千葉主任主査、支所職員 佐藤主事で行いました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第8号〕 申請地は、大東支所から南西に約1.0kmの位置にあり、周囲は北及び西側が現況道、東側が農地及び市道、南側が農地となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

8 番

千厩地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

千田 幹雄 委員

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第9号〕 申請地は、JR小梨駅から北に約3.0kmの位置にあり、周囲は北側が原野、東側が農地、南側が原野及びため池、西側が市道となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

〔第10号〕 申請地は、JR小梨駅から北に約3.0kmの位置にあり、周囲は北側及び西側が農地、南側が雑種地、東側が市道となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

〔第11号〕 申請地は、JR千厩駅から北に約1.5kmの位置にあり、周囲は北側が農地及び道、東側が市道、南側が河川及び原野、西側が線路となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

〔第12号〕 申請地は、JR千厩駅から北に約1.8kmの位置にあり、周囲は北側が水路及び国道、東側が線路、南側が農地、西側が河川及び国道となっている。

		申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。
		以上です。
議	長	ありがとうございました。
		以上で現地調査の結果報告を終わります。
		審議願います。
		ございませんか。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第173号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、「議案第173号」を許可相当と決します。
議	長	次に、「議案第174号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願に対する意見について」を議題といたします。
		事務局の説明を求めます。
局 長 補 佐		23 ページをお開き願います。
		議案第174号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願に対する意見について内容をご説明いたします。
		次のとおり、農地法第5条の規定による許可処分の取消願出書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。
		本議案に係る申請は1件で一関地域分です。
		第1号は、借受人が当該土地の隣接地における自己住宅の新築工事に伴い、当該土地を敷地への接道とする農地転用許可を受けましたが、許可後に既存の通路が建築基準法第42条第1項第3号に該当する道路と認められたことから、当該土地を接道とする必要がなくなったため転用許可の取り消しを願い出たものです。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で、「議案第174号」の説明を終わります。
		審議願います。
		ございませんか。
		(なしの声あり)
		ないようですので、審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

議 長	<p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。「議案第174号 農地法第5条の規定による許可処分取消願に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(挙手満場)</p>
議 長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第174号」を許可相当と決します。</p>
議 長	<p>次に、「議案第175号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
局 長 補 佐	<p>24ページをお開き願います。</p> <p>議案第175号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。</p> <p>一関市農用地利用集積計画について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。</p> <p>25ページをお開き願います。</p> <p>本議案に係る申請は、所有権移転が2件、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が2件、集団案件一括方式が2件です。</p> <p>最初に所有権移転です。</p> <p>第1号は、花泉地域に係る申請です。</p> <p>第2号は、藤沢地域に係る申請です。</p> <p>26ページをお開き願います。</p> <p>次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。</p> <p>第1号から第2号までの2件は、千厩地域に係る申請です。</p> <p>27ページをお開き願います。</p> <p>次に、農地中間管理機構との貸借で集団案件一括方式です。</p> <p>第1号から第2号までの2件は、藤沢地域に係る申請です。</p> <p>以上、各申請の詳細については記載のとおりです。</p> <p>また、計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>以上で、「議案第175号」の説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p> <p>審議を打切り、採決してよろしいかお諮りいたします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第 175 号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(挙手満場)</p>
議 長	<p>挙手満場と認めます。</p>
議 長	<p>よって「議案第 175 号」を可と決します。</p>
局 長 補 佐	<p>次に、「議案第 176 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>28ページをお開き願います。</p> <p>議案第 176 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について、内容をご説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙案による農用地利用集積等促進計画策定を要請することについて議決を求めるものです。</p> <p>29ページをお開き願います。</p> <p>本議案に係る申請は、貸借の移転が 133 件です。</p> <p>第 1 号から 38 ページ第 133 号までの 133 件は、一関地域に係る申請です。</p> <p>申請の内容については記載のとおりです。また、受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果十分満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>以上で「議案第 176 号」の説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議 長	<p>ないようですので、審議を打切り、採決してよろしいかお諮りいたします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。「議案第 176 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(挙手満場)</p>
議 長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって「議案第 176 号」を可と決します。</p>

議長

次に、「議案第177号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。

局長 補佐

事務局の説明を求めます。

39ページをお開き願います。

議案第177号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。

本議案に係る申請は6件で、一関地域1件、花泉地域1件、東山地域2件、室根地域2件です。

いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。

以上で、説明を終わります。

議長

以上で「議案第177号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

14番

佐藤 宗雄 委員

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第1号〕 申請地は、JR一ノ関駅から南西に約1.2kmの位置にあり、周囲は北、東及び西側が宅地、南側は河川となっている。

平成12年度頃から庭として利用しており、既に農地性は失われている。

以上です。

議長

ありがとうございました。

4番

小澤 仁 委員

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

調査日、令和5年9月11日、月曜日、午前9時より、調査員につきましては農業委員としては、私 小澤、農地利用最適化推進委員 及川委員、磯田委員、支所職員 千葉主任主査で行いました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った

議 長

24番

鈴木 弘也 委員

結果、下記のとおり報告いたします。

〔第2号〕 申請地は、JR油島駅から東に約3.7kmの位置にあり、周囲は北側が山林、東側が農地及びため池、南側が農地及び山林、西側が牧場となっている。

昭和58年頃に山林となっており、既に農地性は失われている。
ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、報告をお願いします。

東山地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第3号〕 申請地は、JR柴宿駅から北東に約650mの位置にあり、周囲は北側が農地及び宅地、東側が原野、南側が県道、西側が宅地となっている。

昭和58年頃から居宅敷地として利用されており、既に農地性は失われている。

〔第4号〕 申請地は、JR陸中松川駅から東に約320mの位置にあり、周囲は北側及び東側が宅地、南側及び西側が市道となっている。

昭和47年頃から石積擁壁と居宅敷地の一部として利用し、また、建物も建築していたが現在は更地となっており、既に農地性は失われている。

以上です。

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

室根地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第5号〕 申請地は、JR折壁駅から南東に約3.5kmの位置にあり、北側は市道、東側及び南側は農地、西側は宅地となっており、昭和40年頃から石積擁壁と居宅進入路の一部として利用しており、すでに農地性は失われている。

〔第6号〕 申請地は、室根支所から南西に約7.3kmの位置にあり、北側が農地、東側が原野、南側が宅地、西側は山林となっ

議 長

12番

藤原 美喜男 委員

		ており、平成14年頃から鶏舎の一部として利用しており、既に農地性は失われている。
		以上です。
議	長	ありがとうございました。
		以上で現地調査の結果報告を終わります。
		審議願います。
議	長	21番 畠山 潔 委員
21番		2号についてお聞きしたいのですが、山林として利用していた
畠山 潔 委員		ということですが、荒廃農地利用状況調査の農地パトロールで現地確認しているわけですが、扱いとしては適用外というのはどのように違うのですか。
議	長	事務局の説明をお願いします。
局 長 補 佐		荒廃農地調査で非農地とするものは、人為的に植林したのではなく、農地を管理しきれず結果として荒廃してしまって農地としての利用が困難となったと判断し行うものです。何年という年数のきまりはありません。
		適用外につきましては、20年以上経過したもの、しかも農地法を知らずに、これにつきましては植林したかどうか正確に状況把握していませんが、一般的には宅地にするなど人為的な転用のような状態となりまして、農地法を知らずにやってしまったようなケースで20年経過したものを適用外にしているところです。
議	長	よろしいですね。
議	長	4番 小澤委員
4番		私が現地調査に行ったのですが、今の説明で植林したかどうか把握していないとの説明でしたが、家主から植林したのだという話を聞き、現地はきれいに植林されており雑木はなかったです。
小澤 仁 委員		ありがとうございました。
局 長 補 佐		私が、していないといったのは、植林したのかどうか確認が取れていないということです。
		私が確認を取るべきでした。
		失礼しました。
議	長	21番 畠山委員 よろしいですね。
		そのほかございませんか。
		(なしの声あり)
議	長	ないようですので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。
「議案第177号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長

挙手多数と認めます。

よって、「議案第177号」を可と決します。

議 長

以上で議案審議が終了いたしました。

第25回一関市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2 時40分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員